

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会生活福祉資金調査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、生活福祉資金運営要領（平成2年8月14日厚生省社会局長通知第90号）第一の3の(2)による社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下「本会」という。）生活福祉資金調査委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、本会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審査等を行い、会長に具申するものとする。

- (1) 借入申込みに関する事項
- (2) 貸付金額の変更に関する事項
- (3) 償還金の支払猶予に関する事項
- (4) 延滞利子の減免に関する事項
- (5) 一時償還及び貸付の停止に関する事項
- (6) 償還金の支払免除に関する事項
- (7) 償還促進に関する事項
- (8) その他会長が必要と認めた事項

(委員の定数)

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

2 委員は、関係行政の職員、本会の役員、民生・児童委員、学識経験者等のうちから会長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員の互選により委員長1名を置く。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、必要の都度会長が招集し、委員長がその議長となる。

(運営)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会)

第8条 委員会は、緊急な事項を処理するため、小委員会を設けることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年1月4日から施行する。